

課長	頁	担当者
参事 班長	新	

本案に別公表する。
※添付資料も公表対象

様式第1号(第2号)(1)関係

(案)

計画等の案の概要

名 称	条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化		
公表するもの	条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化(案)及び静岡県公告式条例の一部を改正する条例(案)		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
	無		
担当課等名	経営管理部文書局法務文書課		電話番号 054-221-2063
位置づけ	総合計画	第8章 基本計画に含まれない施策や行政の活動を支えるものなど 3 その他、行政の活動を支えるもの(内部管理業務)など	
	業務棚卸表	(大項目) ①条例・規則等の審査 ②県公報の発行	(中項目) ①新旧対照表方式の周知徹底 ②公報電子化データベース作成
審議会等の名称	—		
1 趣旨	<p>本県では、条例等の改正を県民により分かりやすいものとするため、平成23年1月から新旧対照表方式を導入する。</p> <p>また、条例等を公布する県公報の掲載量の増加に伴う県公報印刷経費の増加が見込まれるため、併せて、同月から県民の利便性を確保しながら県公報を電子化することにより、県公報の印刷経費の縮減を図る。</p> <p>ところで、本県では、静岡県公告式条例に基づき、条例及び規則を県公報に登載して公布しているが、県公報を電子化し、従来の印刷発行をやめるということになると、条例等の公布方法が大きく変わることになる。そこで、県公報を電子化することについて県民への周知を図るため、本条例を改正し、県公報の発行方法等を規定することとした。</p>		
2 骨子	<p>(1) 条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化</p> <p>条例等の改正を県民により分かりやすいものとするため、平成23年1月から新旧対照表方式を導入する。</p> <p>また、条例等を公布する県公報の掲載量の増加に伴う県公報印刷経費の増加が見込まれるため、併せて、同月から県民の利便性を確保しながら県公報を電子化することにより、県公報の印刷経費の縮減を図る。具体的には、これまでの印刷発行をやめ、県のSDO^①で作成・編集したものをホームページに掲載する方式とする。なお、県民サービスセンター、各財務事務所等には県のホームページから印刷したものを配架する。</p> <p>(2) 静岡県公告式条例の一部を改正する条例</p> <p>次のとおり、現行条例本則の末尾に、第6条として新たに県公報の発行の方法等に関する規定を加える。</p> <p>ア 県公報は、電磁的方法により不特定多数の者が県公報に登載すべき事項に係る情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行する(第1項)。</p> <p>イ 県公報の発行は、県公報に登載すべき事項を県の電子計算機に記録し、記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその者の電子計算機に県の電子計算機から送信し得る状態になった時に行われたものとする(第2項)。</p> <p>ウ 事故等により電磁的方法で県公報を発行できないときなどは、書面をもって県公報を発行することができる(第3項)。</p>		

SHIZUOKA Prefecture

静岡県

Foreign language (English 中文简体字 日本語)

携帯電話向けページ リンク

ホーム くらし 健康・福祉 教育・文化 産業・雇用 交流・まちづくり 県政情報

サイト内検索 キーワード

検索

詳細検索

検索の仕方

組織(部署)から探す

ホーム → 県政情報 → 行政改革・情報公開 → 静岡県の情報公開 → 概要調書 -

情報提供施策

公文書開示制度

静岡県の情報公開

業務御表

特例民法法人名簿

県民サービスセンター資料目録

統計センターしずおか

公共工事発注結果情報

県が出資する法人の財務諸表等

食糧費等支出に関する公文書

事務事業及び予算の執行

特定開示情報の一覧

審議会等の概要や会議録

政策形成過程情報の公表・県民意見提出手続

政策形成過程情報・県民意見提出手続

← BACK TOP

政策形成過程情報 公開状況

決定された計画等を公表

政策形成過程情報の公表

条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化

■ 決定された計画等

条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化

ファイル:  (176 KB)

■ 担当部局

静岡県 経営管理部 文書局法務文書課 法規班

TEL:054-221-2063

FAX:054-221-2099

MAIL:houmubunsyo@pref.shizuoka.lg.jp

お問合せ先

計画等の案の概要

名 称	条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化		
公表するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の改正における新旧対照表方式の導入 (案) ・ 県公報の電子化(案)と静岡県公告式条例の一部を改正する条例 (案) 		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
	無		
担当課等名	経営管理部文書局法務文書課		電話番号 054-221-2063
位置づけ	総合計画	第8章 基本計画に含まれない施策や行政の活動を支えるものなど 3 その他、行政の活動を支えるもの (内部管理業務) など	
	業務棚卸表	(大項目) ①条例・規則等の審査 ②県公報の発行	(中項目) ①新旧対照表方式の周知徹底 ②公報電子化データベース作成
審議会等の名称	—		
<p>1 趣旨</p> <p>本県では、条例等の改正を県民により分かりやすいものとするため、平成23年1月から新旧対照表方式を導入する。</p> <p>また、この新旧対照表方式の導入により、現行の紙媒体による県公報では、掲載量の増加に伴う印刷経費の増加が見込まれるため、併せて、同月から県公報を電子化することにより、県公報の印刷経費の削減を図る。</p> <p>本県では、静岡県公告式条例に基づき、条例及び規則を県公報に登載して公布しているが、今回の県公報の電子化に当たって、県公報を電磁的方法により発行することを明確にするため、本条例を改正し、県公報の発行方法等を規定することとした。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化</p> <p>条例等の改正を県民により分かりやすいものとするため、平成23年1月から新旧対照表方式を導入する。</p> <p>また、条例等を公布する県公報の掲載量の増加に伴う県公報印刷経費の増加が見込まれるため、併せて、同月から県公報を電子化することにより、県公報の印刷経費の削減を図る。具体的には、これまでの紙媒体による発行から県のホームページに掲載する方法による発行に移行する。なお、県のホームページを閲覧できない県民に対する利便性を確保するため、県民サービスセンター、各財務事務所等には県のホームページから印刷したものを配架する。</p> <p>(2) 静岡県公告式条例の一部を改正する条例</p> <p>次のとおり、現行条例本則の末尾に、第6条として新たに県公報の発行の方法等に関する規定を加える。</p> <p>ア 県公報は、電磁的方法により不特定多数の者が県公報に登載すべき事項に係る情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行する(第1項)。</p> <p>イ 県公報の発行は、県公報に登載すべき事項を県の電子計算機に記録し、記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその者の電子計算機に県の電子計算機から送信し得る状態になった時に行われたものとする(第2項)。</p> <p>ウ 事故等により電磁的方法で県公報を発行できないときなどは、書面をもって県公報を発行することができる(第3項)。</p>			

条例等の改正における新旧対照表方式の導入と県公報の電子化

1 条例等の改正における新旧対照表方式の導入（案）

平成23年1月から新旧対照表方式を導入する。

<効果>

- ① 改正後の条文全体の把握が容易となり改正内容がより分かりやすくなる。
- ② 所管課等では改正文の作成が不要となり、事務効率の改善が図られる。

参考

<条例等の改正方式>

- 改正文方式
「第×条中「□□」を「△△」に改める。」等の表示をする方式
- 新旧対照表方式
新旧対照表を表示する方式

(1) 目的

現行の改正文方式は、改正後の条文全体（改正箇所を溶け込ませた状態）の把握が困難であるなど分かりにくい点があることから、新旧対照表方式を導入し、県民により分かりやすいものとする。

* 新旧対照表に収めることが困難な改正等の場合は改正文方式を用いる（例 複雑で大きな別表の改正など）。

(2) 課題への対応

条例等を公布する県公報の登載量の増加（改正文方式の約3倍）に伴う県公報印刷経費の増加（21年度当初予算11,000千円と比較し、約3,000千円増の見込み）



併せて県公報を電子化し印刷経費の縮減を図る。

(3) 国及び他県の状況

ア 国

新旧対照表方式の導入を検討する動きはない。

イ 他県

岩手県（17年12月～）、新潟県（17年10月～）、鳥取県（12年7月～）、香川県（19年1月～）及び愛媛県（18年8月～）で新旧対照表方式を導入済

* 網掛けの県は県公報の電子化も導入

2 県公報の電子化（案）

平成23年1月から県公報を電子化する。

* 条例、規則、告示等は暦年ごとに管理しているため、管理面での混乱を回避するため1月（暦年の開始月）から実施

<効果>

県公報発行の迅速化及び印刷費の大幅縮減

(1) 目的

県公報発行の迅速化及び印刷費の縮減

(2) 県公報発行の現状

ア 印刷部数 平成21年度 400部

イ 配布先 県議会、知事部局各局、教育委員会、警察本部、県出先機関、県内市町、各都道府県、関係官公庁、購読する団体等

(3) 県公報の原本性

電子署名を行うことで原本性を確保する。

(4) 電子化に当たっての配慮

これまでの紙媒体による発行から県のホームページに掲載する方法による発行に移行するが、県のホームページを閲覧できない県民に対する利便性を確保するため、県民サービスセンター、各財務事務所、西部農林事務所天竜農林局及び県立中央図書館には県のホームページから印刷したものを配架する。

(5) 電子化の進め方

必要な機器の購入等を行うとともに、既存の庁内LANを活用して、校正、県ホームページへの掲載等の作業を行う。

(6) 電子化のための経費（平成22年度当初予算額）

項目	金額（千円）	備考
電子署名等	104	ウィルス対策、端末管理ソフト含む。
パソコン機器	361	バックアップ装置含む。
合計	465	

(7) 経費縮減効果

平成23年度以降、平成21年度までに比べて毎年約1,000万円縮減可能（単位：千円）

		22	23	24	25	26	5年計	備考
現状どおり印刷発行A		9,976	9,976	9,976	9,976	9,976	49,880	
B 電子化	印刷発行（←12月）ア	8,257	0	0	0	0	8,257	23以降印刷廃止
	機器購入等 イ	465	97	97	97	97	853	23以降電子署名等のみ
	計（ア+イ）	8,722	97	97	97	97	9,110	
B-A		△1,254	△9,879	△9,879	△9,879	△9,879	△40,770	

(8) 他県の状況

北海道（22年4月～）、岩手県（18年3月～）、岐阜県（21年4月～）、奈良県（19年12月～）、島根県（20年10月～）、広島県（19年4月～）、香川県（19年1月～）、愛媛県（18年8月～）、高知県（19年4月～）、佐賀県（21年4月～）、熊本県（20年8月～）で県公報の電子化

静岡県公告式条例の一部改正

1 静岡県公告式条例の概要

(1) 根拠法…地方自治法第16条第4項、第5項

条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない（第4項）。規則等についても同様に扱う（第5項）。同条に基づき制定されたのが静岡県公告式条例。

(2) 規定内容

- ・ 条例及び規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならないこと。
- ・ 条例及び規則は、県公報に登載してこれを公布すること。などが規定されている。

2 静岡県公告式条例改正の概要

(1) 改正の理由

県公報を電磁的方法により発行することとしたことに伴い、必要な改正を行う。

(2) 改正の概要

次のとおり、現行条例本則の末尾に、第6条として新たに県公報の発行の方法等に関する規定を加える。

第1項 県のホームページに掲載する方法で県公報を発行する旨規定

（条文概要）県公報は、電磁的方法により不特定多数の者が県公報に登載すべき事項に係る情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

第2項 県公報は県のホームページを通じて県民が閲覧し得る状態になった時に発行が行われたものとする旨規定

（条文概要）県公報の発行は、県公報に登載すべき事項を県の電子計算機に記録し、記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその者の電子計算機に県の電子計算機から送信し得る状態になった時に行われたものとする。

第3項 事故等の場合に書面により県公報を発行できる旨規定

（条文概要）事故等により電磁的方法で県公報を発行できないときなどは、書面をもって県公報を発行することができる。

(3) 施行期日 平成23年1月1日

○静岡県公告式条例（昭和25年静岡県条例第48号）

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならない。

2 条例は、県公報に登載してこれを公布する。ただし、天災事変等により、県公報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示してこれに替えることができる。

（規則への準用）

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して知事印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他県の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「知事」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、前項に規定するものを除くほか県の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第4条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

（県公報の発行の方法等）

第6条 第2条第2項の県公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が県公報に登載すべき事項に係る情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする。

追加

2 前項に規定する方法による県公報の発行は、県公報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になった時に行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって県公報を発行することができる。

附 則 （略）